

3月・4月の日曜開庁窓口のご案内



3月から4月は、就職や入学などにより住所の変更が多くなります。そこで下記の日程により、通常の日曜開庁では取り扱っていない住所異動の届出も受付します。平日はなかなか役場に行くことができないという方はご利用ください。

- ◇実施日 3月20日(日)、27日(日)、4月3日(日)
- ◇開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◇開庁場所 本庁町民税務課窓口
- ◇注意事項 手続きの際には書類等が必要となる場合がありますので、下記をご確認のうえお越しください。なお、戸籍の届出（出生届、婚姻届、死亡届など）は、時間外でも受理します。

異動シーズンで取り扱う日曜開庁業務

3月20日(日)、27日(日)、4月3日(日)

通常の日曜開庁で取り扱っている業務	追加して取り扱う業務
①個人の住民票の交付※ ②世帯全員の住民票の交付※ ③印鑑証明書の交付※ ④戸籍抄本（個人事項証明）の交付※ ⑤戸籍謄本（全部事項証明）の交付※ ⑥戸籍の附票の写しの交付※ ⑦納税証明書の交付 ⑧所得証明書の交付 ⑨課税（非課税）証明書の交付 ⑩資産証明書の交付 ⑪町税（介護保険料を含）の納付	⑫転出届※ ⑬転入届※ ⑭転居届※ ⑮異動に伴う国民健康保険の手続※ ⑯異動に伴う医療費助成の手続※ ⑰異動に伴う国民年金の手続※

日曜開庁カレンダー

(※印の日は住所変更の届け出ができます)

3月	6日、13日、20日※ 27日※
4月	3日※、10日、17日、24日

※①②④⑤⑥⑫⑬⑭⇒運転免許証等の本人確認書類を持参してください。

※⑮⑯⑰⇒印鑑を持参してください。

※③⇒印鑑登録カードを持参してください。

※④⑤⇒除籍・改製原戸籍は交付できません。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係・医療給付係 ☎46-1373

マイナンバーの通知カードを受け取れなかつた方へ



ご不在等で配達できなかつた通知カードは、役場町民税務課で保管しています。町民税務課で当分の間保管しますので、まずは電話で確認の上、町民税務課窓口でお受け取りください。

問い合わせ

被災した住宅用地の買取期限を延長いたします

期限は10月31日（月）まで
期限までに土地売買契約の締結が必要です

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買取りを行っています。

買取りを希望する方で、まだ買取申込書を提出されていない方は早めに提出をお願いします。

買取契約の条件

相続が発生している場合は、個人

（所得のめやす）

118万円+〔扶養親族の数×38万円〕

学生特例納付の承認期間は4月か

学校体育施設等の年間定期利用を希望する団体の皆さんへ

平成28年度分の体育施設等の年間定期利用を希望する団体の会議を、次の日程で開催します。会議では利

国民年金保険料学生特例納付制度

今月の年金相談会

20歳以上の方は、学生であつても

国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付を利用することができます。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等専門学校、及び各種学校（修業年限1年以上の課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買取りを行っています。

買取りを希望する方で、まだ買取申込書を提出されていない方は早めに提出をお願いします。

買取契約の条件

相続が発生している場合は、個人

問い合わせ

生涯学習課スポーツ振興係

☎46-2639

被災した住宅用地の買取期限を延長いたします

期限は10月31日（月）まで

期限までに土地売買契約の締結が必要です

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買取りを行っています。

買取りを希望する方で、まだ買取申込書を提出されていない方は早めに提出をお願いします。

買取契約の条件

相続が発生している場合は、個人